

令和3年1月7日

生徒及び保護者各位

茨城県立勝田高等学校長 下山田 芳子

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応について（通知）

平素より本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では11月11日以降、茨城版コロナ Next（コロナ対策指針）Ver. 2の【Stage 3】に基づき通常授業を行い、「学校再開ガイドライン」を活用し感染症対策の確認及び徹底に努めておりますが、1月5日の知事記者会見において、ひたちなか市が感染拡大市町村に追加され、1月6日（水）から1月12日（火）までの間、不要不急の外出自粛が要請されました。

既にご連絡しておりますように、昨年12月には、県教育委員会から本校へ1月9日の勝田中等教育学校入学者選抜検査に向け、外部の方との交流や接触により、生徒及び教職員から感染者や濃厚接触者が出る事態とならないよう指示が出ております。

つきましては、以上の状況を踏まえまして、下記の内容について対応して参りますのでご理解をお願いいたします。

ご家庭内におきましても引き続き、新型コロナウイルス感染症対応について、ご理解、ご協力をいただき、生徒の健康管理と併せて家庭内感染の観点から同居家族の健康状況にもご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 1月6日（水）から1月12日（火）までの7日間の対応について

この期間中は、不要不急の外出自粛を徹底するため、特に校外活動（対外活動）については活動を自粛する。

2 学校再開ガイドラインの遵守の徹底

「学校再開ガイドライン」（本校ホームページに掲載してあります。）の遵守により、感染症対策を徹底した上で、下記のように原則、学校活動は通常どおり行う。

【Stage 3】

（1）学校活動（登校、授業、部活動）は通常どおり行う。

（2）発熱等の風邪症状がある生徒は、自宅で休養させる。

また、同居の家族に風邪症状が見られる場合も、生徒は自宅で休養させる。

（3）電車等の公共交通機関により、生徒が感染症への不安により遅れて登校する場合は、遅刻としない。

※ただし、上記（2）、（3）の場合は、その旨保護者が学校へ連絡すること。